

平成 27 年度八王子市消防団本部及び分団交付金交付要綱

第 1 条（趣旨）

この要綱は、消防組織法第 6 条に基づき市町村の消防責任を果たすため同法第 9 条により設立された八王子市消防団に対して、その運営に必要な経費として交付金を支出するにあたり、補助金等の交付の手続きに関する規則（昭和 35 年八王子市規則第 19 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第 2 条（交付の対象）

交付の対象経費は、次のとおりとする。

（ 1 ） 本 団（ 団 本 部 ） 運 営 費

- ア 本団等主催の各種研修事業及び会議開催に係る経費並びに消防活動等の任務遂行上必要とする飲食費を含む経費（消防団フェスタ経費を含む）
- イ 他市団等関係機関との交流及び情報交換等の会議に要する経費
- ウ 音楽隊に係る経費等
- エ 女性隊に係る経費等

（ 2 ） 分 団 交 付 金

- ア 運 営 費 分団主催の各種研修事業の参加経費及び消防活動等の任務遂行上必要とする飲食費を含む経費（消防団フェスタ経費を含む）
- イ 研 修 費 分団主催の研修事業の参加経費
- ウ 通 信 連 絡 費 火災出動連絡、訓練等の連絡経費
- エ 会 議 費 団活動の指針周知、訓練等の会議開催にかかる経費
- オ 器具置場等管理費 器具置場の清掃、軽微な補修・修理、消防自動車点検管理経費、消防活動物品等購入（ただし、購入価格 5 万円未満のものに限る）

第 3 条（交付金の額）

交付金の額及び算定方法は、分団部数及び団員数をもとに、予算の範囲内で交付する。

第 4 条（交付の方法）

交付金は、消防団の運営にかかる経費であり、事前に交付する必要があるため概算払とし、年 2 回に分け八王子市消防団からの請求により 4 月及び 10 月に交付する。

第5条（申請手続き）

八王子市消防団は、交付金申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、前条に定める支給月の初日までに市長に提出するものとする。

なお、補助金等の交付の手続きに関する規則第6条第2項により、申請書記載事項の一部を省略するものとする。

第6条（交付決定及び通知）

市長は、交付金決定通知書（様式第2号）を八王子市消防団へ交付する。

第7条（精算）

八王子市消防団は、補助事業終了後1ヶ月以内に経費等の確定により交付金精算書（様式第3号）等を市長に提出しなければならない。

第8条（確定）

市長は、前条の規定による報告を受けたときは、精算書等の審査及び実態調査等により交付対象事業の成果が交付決定の内容及び交付条件に適合するものであると認めたとときは、交付すべき交付金の額を確定し、その旨を通知（様式第4号）するものとする。

第9条（雑則）

- （1） 八王子市消防団は、事業の内容及び経費の配分等を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
- （2） 八王子市消防団は、会計年度終了後、自主的に監査を実施するものとする。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。